

大田区介護保険事業所

# 災害対策Q&A

vol.1

大田区介護保険サービス団体連絡会

## 大田区介護保険事業者の皆様

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とするマグニチュード9.0の地震と津波が発生し、甚大な被害をもたらしました。このような大災害が発生すると私たちが介護サービスを提供する高齢者や障害者等多くの要援護者は厳しい環境の中で生活を余儀なくされます。

また、介護サービスを提供する事業者は、自らが被災しながらも要援護者を支援するために事業を継続する事が求められる場合があります。

本書では、東日本大震災に相当する震災を大田区で受けた時に備え、現時点で想定される疑問点や課題を整理し、Q&A形式により情報を共有し、今後の対応策の参考にして頂く為に編集しました。

編集にあたりましては、大田区介護保険サービス団体連絡会加盟の各連絡会の役員・会員の皆様や大田区高齢事業課のご協力を得る事が出来ました。心より感謝申し上げます。

平成23年9月26日

大田区介護保険サービス団体連絡会

### 【注意事項】

- 1、震度7(建物の倒壊が激しい状況)以上の大規模震災を想定しています。
- 2、ステージ1は発災後1週間以内の状況を想定しています。ステージ2は、その後の課題を想定しています。
- 3、平成23年3月作成(今回の震災前)の大田区地域防災計画を参考にしています。

### 【参考資料】

- 1、大田区地域防災計画(平成22年修正)大田区防災会議編集発行
- 2、介護保険最新情報厚生労働省老健局発行

## 災害対策Q & Aステージ1

	質 問	回 答	根 拠
1	『避難場所』、『避難所』、『福祉避難所』の違いはどの様なものなのか？	『避難場所』は、延焼火災から身を守るためのオープンスペースの事。 『避難所』は、家屋が倒壊し、住む家を失った人、または被害を受ける恐れがある人が一時的に避難生活をおくる場所。 『福祉避難所』は、高齢者や障がい者、乳幼児等で一般の避難者との避難生活が困難な方を保護する為の社会福祉施設等を指す。	大田区地域防災計画 本編p197
2	福祉避難所指定の基準はあるのか？	ある。 対象者(高齢者、障害者、乳幼児)別に、区立、都立の施設を中心に指定している。一定規模(数十人以上の収容が可能)と平時の訓練がされている所となる。民間施設に対しては協定を行っている。	/
3	福祉避難所利用の利用上限人数は決まっているのか？	目安はあるが、それを超えた場合も可能な限り対応する。	/
4	避難所、福祉避難所等の利用は、大田区民に限定されているのか？	限定されてはいない。 地域防災計画では、住民と規定しているので区民対象と考える。ただし、帰宅困難者が一時的な休息や飲料水を求めてきた場合には、一時休息場所の提供等、状況に応じた対応をする。 また帰宅困難者支援施設の状況や道路交通情報などの情報を提供し、帰宅困難者を支援する。	大田区地域防災計画 本編p209～
5	家屋倒壊で避難所利用となるが、倒壊とはどの程度を指すのか？また倒壊以外の理由での利用は制限されるのか？	当該家屋が利用できるかどうかが目安となる。従って利用制限の観念はない。	大田区地域防災計画 本編p205
6	災害発生時の道路状況の確認手段はあるのか？	ある。 鉄道、道路等の交通情報は、JR東日本、私鉄各駅、空港、帰宅困難者一時収容施設、避難所等にて提供される。その他、各警察署から広報がある。	大田区地域防災計画 本編p144、及びp244
7	災害発生時にデイサービスの送迎車は運行出来るのか？	出来ない。 一般車両は、区内のすべての道路の通行禁止になる。緊急通行車両の申請が必要である。	大田区地域防災計画 本編p161

	質 問	回 答	根 拠
8	震災直後、街道での車両通行が禁止になると聞いているが、車両とはどこまでを車両というのか？自転車や原付バイクも車両扱いなのか？	法律的には自転車・バイクとも車両扱いである。	
9	緊急通行車両と認定されるには、どの様に申請すればよいのか？民間車両でも簡単に認定を受ける事が出来るのか？またそれはどの様なものなのか？	緊急通行車両等事前届出を東京都公安委員会へ、所轄の警察署を通して申請する。該当するかどうかの審査がある。災害発生直後から応急活動に従事する車両の「桃色」事前届出済証と一定程度時期が経過した後の生活物資の輸送等に従事する車両の「白色」事前届出証がある。	大田区地域防災計画 本編p167～
10	現在、緊急通行車両は区の中に何台あるのか？	大田区で申請されている災害応急活動従事車両で、医療救護の用途目的車両は22台である。	大田区地域防災計画 資料編p292～
11	デイサービス送迎車両への優先的なガソリン供給は可能なのか？	不可能である。	
12	区内の緊急連絡ネットワークはあるか？	ある。 各関係機関を含めた通信連絡体制を策定している。医師会や病院(荏原、日赤、東急等)とは防災無線での連絡が確保してある。	大田区地域防災計画 本編p129、 及び資料編p227～
13	災害発生時、行政(大田区)に確認を取る場合の連絡手段はあるのか？	ある。 電話、携帯電話が輻輳し、連絡手段がない場合の対応として、デジタル地域防災無線での通信が用意されている。近隣の小中学校、特別出張所、地域庁舎等に配備しているので、そちらの機器を利用して頂きたい。 東日本大震災の際も電話がかかりにくい状況等があったが、メールや伝令等、状況に合わせた情報収集伝達手段を講じて頂きたい。 なお、災害時における大田区の対応状況等については、逐次、区ホームページで情報提供を行っていく。	大田区地域防災計画 本編p133、 及び資料編p231
14	震災時の避難における原則はあるのか？	家屋の倒壊や焼失によって自宅で生活が出来ない住民は、避難所において応急的な生活を行う。 自宅で生活可能な住民は自宅で生活することが原則である。	大田区地域防災計画 本編p197

	質 問	回 答	根 拠
15	災害時の避難指示、避難経路の提示をわかりやすくしてほしい。	地域防災計画・資料編最終ページにある防災地図を参照する事。津波等を踏まえた避難場所の見直しが東京都等から示された場合は、改めて区でも情報提供等、必要な対応を行っていく。	
16	各災害よっての避難マップがあるのか？(地震、噴火、津波、豪雨、原子力発電所等の爆発) また、避難方法についての注意事項はあるのか？	地震、水害での避難マップはある。 豪雨を想定した「大田区洪水ハザードマップ」を作成し区役所の防災課や地域の特別出張所で配布している。 ゲリラ雷雨などの短時間の集中豪雨の場合は、万が一浸水してもすぐに水が引いていく場合が多いので、落ち着いて雨が止んでから行動するして頂きたい。 停滞前線による長雨、台風、豪雨の場合は、区役所から避難の呼びかけがある場合がある。その場合には地下道は避けるなど、出来るだけ高い場所に避難する様に。万が一逃げ遅れた場合は、自宅の2階以上の部屋や近くの高い建物に避難して欲しい。 <水害に備えて注意する事項> ①普段から学校避難所や避難路を家族で確認しておく。 ②非常食や持ち出しやすいものなどの準備をしておく。 ③雨どい・雨戸や家の周りに吹き飛ばされるものはないかなどの点検・整備を行なう。 ④家の周りの側溝や雨水枡が落葉等でふさがれないように清掃を心がける。 その他、地震による延焼火災発生時の避難マップについては、地域防災計画・資料編最終ページにある防災地図を参照する事。	大田区地域防災計画 本編p301～
17	インフラが全てストップしている場合、家族や行政側に連絡がつかなくても、即避難所移送でよいのか？	施設から避難場所への避難については、区災害対策本部の指示を受けて行う。避難誘導は、施設責任者の指示に基づいて行う。	大田区地域防災計画 本編p214～
18	社会福祉施設の利用者の避難はどの様にすればよいのか？	震災後、施設から避難場所へ区災害対策本部の指示を受け避難する。その上で避難場所、又は避難所等において確認の上、保護者等へ引き渡す。	大田区地域防災計画 本編p214
19	福祉施設全般は、一時的にでも避難場所にはなり得ないのか？	区の地域防災計画上の避難所には当たらない。	
20	医療救護所とはどのような所なのか？またその指定病院を教えてください。	区立小学校・中学校・地域庁舎のうち、22か所が大田区災害医療救護所になる。その他救急医療機関として、大田区内16病院、東京都災害拠点病院として東邦医大、荏原病院が対応予定。 また歯科医療救護所が8か所、人工透析対応医療機関が大田区内に16病院ある。	大田区地域防災計画 資料編p249～

	質 問	回 答	根 拠
21	災害の医療救護を受けた時の費用はどの様に算定するのか？	医療救護所における医療費は無料。後方医療施設における医療費は、原則として患者負担となる。	大田区地域防災計画 本編p186
22	災害時要援護者支援とはどのようなものなのか？	大田区では、平成19年6月20日19保福計発第10923号保健福祉部長決定による「検討会設置要綱」に基づき、平成23年6月30日までに15回の検討会を開催し、災害時要援護者名簿を作成した。そして地域での要援護者支援の体制作りの手段として、平成22年度、及び平成23年度に本人の同意により警察署・消防署、自治会・町会、民生委員、さわやかサポートに名簿の配布を行った。今後、防災課では、要援護者の避難支援体制の整備の為、全体計画の策定を予定しています。その中で名簿を活用した取り組みとして、「おためし自治会・町会(モデル地区)」を選定して、実施・検証して要援護者の避難支援体制の充実を図る予定である。	大田区地域防災計画 本編p228
23	災害時要援護者名簿に登録されている方は、区内に総勢でどのくらいいるのか？	H23.5.20 現在で31,664名である。	大田区福祉部管理課
24	通所サービスにおいて、食糧水の備蓄量、内容等に関するガイドライン的なものはあるのか？	ない。 事業者に対しての指針はない。各自で検討頂きたい。	
25	送迎が無理との判断は事業所の決定でよいのか？	安全を確認した上で事業所判断でよい。	大田区介護保険 サービス団体連絡会
26	災害発生時、区として一つ一つの通所介護事業所等に対し、何をどこまで対応して貰えるのか？	個別事業所に対しての対応はない。自助努力をお願いしたい。	
27	サービス提供時間中に災害発生した場合、状況により一部または全部の帰宅が必要となる判断は、事業所のみで独断でよいのか？	安全を確認した上で事業所判断でよい。	大田区介護保険 サービス団体連絡会
28	デイサービス等の送迎時に被災した場合、利用者の誘導等をどの様にすればよいのか？	送迎時の対応マニュアルを各事業所で整備しておく事が望ましい。	大田区介護保険 サービス団体連絡会

	質 問	回 答	根 拠
29	事業所から避難場所まで歩行困難者を誘導する際、望ましい移動手段は車椅子以外にはどのようなものがあるのか？	担架等、人力によるものが最も活用出来ると考える。	大田区介護保険サービス団体連絡会
30	利用者本人、若しくは家族より、事業所で預かって欲しいとの意向がある場合、そのまま受け入れる事は可能なのか？	安全を確認した上で事業所判断でよい。	大田区介護保険サービス団体連絡会
31	自治会や民生委員の動きはどこも一本化されているのか？それに関するガイドラインの様なもの公表されているのか？	自治会での防災体制は、自治会の特性にあった方式で決められている。また、学校避難所は避難所ごとに運営方法が定められている。ただし、決められた避難通路となっている。	大田区地域防災計画 本編p196、207 資料編p284、423～
32	災害発生時、自治会等と連絡を取り合い、協力体制を頂く事は出来るのか？	自治会では各々防災体制を築いている。個別にお問い合わせ頂きたい。	
33	災害発生したら、利用者や職員はまずは避難場所に行くのが良いのか？	各施設の状況によると考える。避難は最後の手段である。	大田区地域防災計画 本編p205
34	避難場所までの移送も不可能と事業所が判断した場合、そのまま事業所で救助を待った方がいいのか？	移送が必要な場合は、人力での移送を願いたい。	
35	避難場所以外での飲料、食料他救助依頼の伝達方法はどの様になっているのか？	給水拠点、及び給水拠点から2km以上離れた避難所には、事前に給水時間・場所を周知する。食料は避難者のほか炊事の出来ない者に避難所の他防災市民組織、自治会・町会等の協力を得て配布する。	大田区地域防災計画 本編p232～、資料編p285～
36	一時避難場所で提供する備蓄食材には、常食以外に高齢者や小児まで対応出来る物は含まれているのか？	乳児用として調整粉乳とミネラルウォーターを用意されている。また幼児、高齢者、えん下障がい者等、一般給食を食べる事が困難な人用として、乾燥梅がゆが用意されている。	大田区地域防災計画 資料編p268～
37	放送塔を利用しての避難勧告等を行う様だが、難聴の方にはどのような方法でアナウンスするのか？	放送塔で放送した内容は、大田区のホームページ、区民安全安心メールで文字情報として発信している。平成24年度には各特別出張所に文字情報を表示できる設備を配備する予定である。 また、区民安全安心メールへの登録を呼びかけていく。	大田区地域防災計画 本編p144～、p200～

	質 問	回 答	根 拠
38	緊急性のある安否確認等において、放送塔を利用してアナウンス頂く事は出来るのか？	出来ない。 放送塔を個別の利用に供することはない。	
39	包括支援センターも含め、土日夜間に開庁、及び対応する事はあるのか？また開庁についてのアナウンスは事前にあるのか？	区は被災した場合、基本的に区民の生命・身体および財産を守り、区の社会機能を維持するために優先業務を行う。その為には、一定期間常時開庁状態となる。 包括支援センターは区の機関として位置づけられてはいるが、職員の安全確保が第一となる。施設機能が確保出来た段階で開設となる。	
40	災害時の福祉避難所での職員確保は問題ないのか？また各種規約はどの様になっているのか？	被災状態での職員は確保されている。	大田区地域防災計画 本編p125
41	区内での地盤の強い場所、弱い場所を教えて欲しい。	地盤の強弱についての調査はしていない。区はむしろ、建物倒壊・火災による危険性の方が区民に対する影響が大きいと考えている。	大田区地域防災計画 本編p12
42	災害時の迅速な安否確認方法を検討して欲しい。	サービス等で関与している事業所が、自らの安全を確保した上で可能な範囲で安否確認をして頂きたい。	大田区介護保険 サービス団体連絡会
43	災害後に利用者宅へ様々な事業所から安否確認に訪問すると思うが、医療ニーズの高い利用者は訪問看護が確認に出向いた方が良いのではないかと？	事前にサービス担当者会議等により決めておく事が望ましい。	大田区介護保険 サービス団体連絡会
44	ケアマネジャー自身が被災時にいなくなった場合、独居の方の場合等、情報が途絶えてしまうのではないかと？	事前にサービス担当者会議等により決めておく事が望ましい。	大田区介護保険 サービス団体連絡会
45	利用者安否確認において、漏れや重複が出る可能性が高い事が考えられる。事前にある程度の在宅高齢者の状況把握や確認担当の振り分けが出来れば望ましいと考える。そういった作業はどの様に行えばよいのか？	事前にサービス担当者会議等により決めておく事が望ましい。	大田区介護保険 サービス団体連絡会

## 災害対策Q&Aステージ2

質 問	回 答	根 拠
1 保険者機能が全破綻し、東京都等も連絡が取れない場合、全サービス事後報告で可能なのか？	概算による請求を行う事が出来る。	介護保険最新情報 Vol.188
2 サービス変更によるサービス担当者会議の開催が不可能の場合でも通常請求は出来るのか？	やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能とする。	介護保険最新情報 Vol.189問11
3 災害により施設が火災発生し、帳票類紛失した際は、請求出来るのか？	概算による請求を行う事が出来る。	介護保険最新情報 Vol.188
4 福祉避難所での介護サービスは在宅扱いなのか、それとも施設扱いなのか。またケアプラン他は必要なのか？	避難所においてもホームヘルプやデイサービスの利用は可能である。居宅サービスの提供にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携を図り、出来る限りケアプランに沿って必要なサービスの確保に努められたい。	介護保険最新情報 Vol.189問4
5 施設を地域の避難場所として開放した際に、発生する経費は、すべて自己負担と捉えていいのか？	避難所として指定されることはないが、これまで提供していたサービスとの間に継続性が認められる場合、保険給付する事は可能である。	介護保険最新情報 Vol.189問8
6 当日の介護記録他の実績を証明できない場合、予定通りの実績を請求出来るのか？	概算による請求を行う事が出来る。	介護保険最新情報 Vol.188
7 被災時には生命の維持に必要な生活・医療等は費用負担の心配なく保護されるべきと考えるが、どこまでが公での保護となり、どこからが自己負担なのか？	医療救護所における医療費は無料である。後方医療施設における医療費は、原則として患者負担となる。	大田区地域防災計画 本編p186
8 災害発生した場合、現状の介護認定審査会を開催するのは難しいと考える。申請中や、災害によって申請したいと考える方への事業者対応はどうすればよいのか？	主治医の意見書は、市町村から委嘱を受けた嘱託医や避難所を循環している医師が主治医に代わり記載も可能である。また項目も簡素化出来る。介護認定審査会委員の確保が困難な時は、市区町村の嘱託医、保健師、及び社会福祉主事有資格者への委嘱も出来る。開催方法も委員定数を5人から3人とすること、合議形式でなく資料の持ち回りや同一の委員が複数の合議体に加わる事が可能である。	介護保険最新情報 Vol.203、及びVol.207

	質 問	回 答	根 拠
9	介護保険施設やSS等における定員超過の受け入れは頂けるのか？区内全施設での受け入れが可能なのか？	定員超過による減額措置を適用しない取扱いが可能です。受け入れ可能定員は被災の状況により異なるので現在は提示出来ない。	介護保険最新情報 Vol.189問1
10	ケアプラン等、帳票に関しては後付け作成⇒承認でもよいのか？	やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能とする。	介護保険最新情報 Vol.189問11
11	保険者と利用地区が異なる等、被災者は避難先の地域密着型サービスの利用は出来るのか？	受け入れ元と受け入れ先の市区町村がよく連携、確認した上で、申請手続きについては事後に行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない。	介護保険最新情報 Vol.189問17
12	安否確認で訪問した場合、保険算定は出来ないのか？	通常であれば安否確認のみの訪問では保険算定出来ないが、災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
13	利用者を自宅から避難場所へ誘導した場合、保険算定可能か？	通常であれば日常生活を営むのに必要な介助でないものは保険算定出来ないが、災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
14	災害によりサービス開始時間までに利用者が帰宅出来なかった際、自宅先にヘルパーが待機していたら、どの様な扱いになるか。	通常であれば待機時間は保険算定出来ないが、災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
15	通所系サービス提供時間中に災害発生した際、状況により一部、または全部の帰宅が必要となった場合、サービス提供時間は予定通りでよいか。	災害時にはサービス提供時間の変更を含め適切に対応するよう努められたい。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照

	質 問	回 答	根 拠
16	災害が発生した場合、計画通りのサービスを行なえない事が多い。なるべく多くのご利用者宅に訪問しようと思えば、その場でのサービス詳細の記録が出来なかったり、また記録用紙の不足等が起こる可能性があるが、そういった不測の事態の場合、サービス算定する事は出来るのか？	災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
17	サービス提供時間の算定をやむを得ず減算する場合、特別な算定があるか？	災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
18	震災時等において、利用サービスの制限はあるのか？	災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
19	認知症利用者の避難先確保は出来ているのか。	特定の症状による専用の避難場所はない。	大田区高齢事業課
20	認知症利用者の避難先の一時的介護という事で、デイサービスの利用は好ましくないと考え、長時間にわたるヘルパー派遣等を受ける事は出来るのか？	災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
21	ショートステイ他、緊急入所が増加すると思うが、入所に関する規制緩和はされないものなのか？(年間半分以上のショートステイを利用してしまっている方等)	災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
22	訪問介護での室内清掃で、震災にかかわる清掃(タンスの移動・片付け等)は保険算定出来ないのか？	通常であれば保険算定出来ないが、災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照

	質 問	回 答	根 拠
23	利用者の精神不安などで、訪問介護サービスの延長があった場合(見守り)、保険算定は出来ないのか？	通常であれば保険算定できないが、災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
24	軽度者へのベッドや車椅子の即日レンタルは可能なのか。	災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
25	ケアマネジャーが在宅にてサービスに入らざるを得ない場合、訪問介護での算定は可能なのか？	通常であれば保険算定できないが、災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
26	オムツ支給等の区単独施策において、一時的に避難してきた方に関しては対象にならないのか？	支援する事も考えられる。	大田区高齢事業課
27	災害時の緊急利用的なベッドの確保はされていないのか？	ベッド確保は出来ていないが、柔軟な対応は考えていく	大田区高齢事業課
28	震災により被害に合うなど、他事業者からの人員支援を受けなければサービス提供が出来ないといった、事業所の枠を超えて業務を行う(必要免許保有者限定)場合、サービス算定は可能なのか？	通常であれば保険算定出来ないが、災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照
29	災害時、訪問看護で必要な指示書がなくても人命救助を優先とした作業を行わなければならない時がある。そういった場合、適切な看護対応を取ってもよいのか？	通常であれば保険算定出来ないが、災害時は利用者に対する適切な支援に考慮しつつ、柔軟な対応が必要である事から、現段階では判断出来ない。	平成23年3月22日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」参照

## 災害対策に関する大田区介護保険サービス団体連絡会からの意見

意 見		
30	海辺の公園や河川敷が避難場所指定されているが、津波や液状化を考えると、避難場所としては適切でないと思うが	大田区介護保険サービス団体連絡会からの意見
31	医療依存度の高い方が一時避難所に移動しても、早急に医療施設への転床が必要になる事があるが、その際の移送や避難所での看護については訪問看護師の援助が出来るシステムの確立があれば良いと思う。	大田区介護保険サービス団体連絡会からの意見
32	災害が起きると携帯電話がほとんど繋がらない為、公衆電話からかけなければならぬ場面が増えてくる。減少傾向にある公衆電話を増設して頂く事は出来るのか。また公衆電話マップ等もあれば活用出来ると思う。	大田区介護保険サービス団体連絡会からの意見
33	避難時等、車椅子の急なレンタルが必要となるが、社協のみでの対応では限界があるのではないかと。もっと多くの場所でレンタルが可能となる様にして欲しい。	大田区介護保険サービス団体連絡会からの意見
34	通常、ケア手順や医療機器の取り扱い説明書は訪問看護ステーション保管となっているが、事務所が被災した場合には情報がなくなる為、利用者宅にも置いておくべきと考えるが如何か。	大田区介護保険サービス団体連絡会からの意見
35	働いている職員の安否確認の為の緊急連絡システム的なものがあれば活用出来ると思う。今後、各事業所単位での作成をしていくのがいいのではないかと。	大田区介護保険サービス団体連絡会からの意見
36	全国レベルでの各種職能団体発行のマニュアルは常に確認していくのがよいと思う。	大田区介護保険サービス団体連絡会からの意見